破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４７２号
北海道旭川市東光９条６丁目７番13号　メゾンドソレイユ105号、申立時の住所北海道上川郡比布町中町２丁目２番15号
債務者　高橋　千明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６２号
静岡県富士宮市大岩478番地の６
債務者　遠山　辰巳
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１７３号
静岡県富士郡芝川町羽鮒1213番地の21
債務者　清　　照博
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１８１号
静岡県富士市蓼原18―10　レオパレス塔ノ木102号室、前住所静岡県富士市水戸島１丁目６番37―402号　エンゼルハイム富士弐番館、前々住所静岡県富士市本市場新田173―１フォンティーヌ202
債務者　大倉　建司
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２５４１号
横浜市港北区小机町1108番地　第二池谷荘202
債務者　鈴木　義行
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日

平成２１年（フ）第８５１号
東京都港区東新橋２丁目７番７号
破産者　株式会社プロテクト
1　決定年月日　平成21年10月13日
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２０年（フ）第２４０６号
横浜市青葉区美しが丘西３丁目49番地３
債務者　木原　耕一
1　主文　当裁判所が平成21年８月14日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「横浜市青葉区美しが丘３丁目62番47」とあるを「横浜市青葉区美しが丘西３丁目49番地３」と更正する。
2　決定年月日　平成21年10月14日
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第４０号
千葉県いすみ市下原132番地２
破産者　甲斐　輝久
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成１８年（フ）第２２４３０号
東京都江戸川区中央１丁目15―２―101
破産者　川口　正人（旧姓澤崎・鳩）
1　決定年月日　平成21年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第４４８号
青森県八戸市大字町組町６番地
破産者　八戸共同殖産株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
東京都青梅市野上町２丁目７番地の４クレアトゥール野上507
破産者　高橋　キヱ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１９７号
岐阜市養老町１丁目14番地１
破産者　小森　鐵裕
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１１７１号
大阪府泉大津市昭和町５番４―56号
破産者　有限会社アスティス
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
岡山県井原市木之子町62番地の２
破産者　有限会社エフエムイー
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成１９年（フ）第１８８号
岡山県真庭市美甘3618番地
破産者　株式会社アサヒ架木製作所
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第３０３号
徳島市栄町３丁目22番地
破産者　株式会社勝浦組
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第１０９７号
大分市賀来北２丁目10番10号
破産者　株式会社コバヤシゴルフ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係